

情報通信審議会 郵政政策部会（第19回）議事録

1 日時

平成27年9月28日（月） 14時00分～14時37分

2 場所

総務省 第1特別会議室（8階）

3 出席者

（1）委員（敬称略）

村本 孜（部会長）、井手 秀樹（部会長代理） （以上2名）

（2）臨時委員（敬称略）

及川 公子、関口 博正、山田 忠史 （以上3名）

（3）総務省

（情報流行政局）

武田 博之（郵政行政部長）、齋藤 晴加（企画課長）、
北林 大昌（郵便課長）、後藤 慎一（信書便事業課長）、
中山 裕司（国際企画室長）、松岡 幸治（郵政行政総合研究官）、
竹中 恵一（郵便課課長補佐）、笹本 将吾（郵便課課長補佐）

（4）事務局

中村 伸之（情報通信国際戦略局情報通信政策課管理室長）

4 議 題

「郵政事業のユニバーサルサービス確保と郵便・信書便市場の活性化方策の在り方」
答申（案）について

【平成25年10月1日付け諮問第1218号】

開 会

○村本部長 　ただいまから第19回情報通信審議会郵政政策部会を開催させていただきます。本日は、委員及び臨時委員9名中5名の出席がございますので、定足数を満たしております。

議 題

「郵政事業のユニバーサルサービス確保と郵便・信書便市場の活性化方策の在り方」答申（案）について

○村本部長 　それでは、お手元の議事次第に基づきまして、進行してまいりたいと思います。本日は、郵政事業のユニバーサルサービスの確保方策を内容とする答申を固めるということをお願いしたいと思います。

　答申（案）につきましては、前回8月26日の会合以降、8月28日から9月11日の間に意見募集（パブリックコメント）を行いました。その結果を事務局からご説明いただいて答申（案）の審議に移りたいと思います。それでは、事務局からご説明をお願いいたします。

○北林郵便課長 　それでは、資料19-1と19-2をお手元にお配りさせていただいておりますが、これを一括してご説明させていただきたいと存じます。

　まず、資料19-1の答申（案）と書かれている答申そのものがございます。答申（案）につきましては、前回の8月26日におまとめいただいたものがございますが、内容は変わってございません。ただ1点、追記したところがございますので、それについてのみご説明をさせていただきたいと存じます。

　28ページの「おわりに」というところがございますが、一番下の3行を追記させていただいております。この答申（案）につきましては、この郵政政策部会で取りまとめでいただいて、本日、こちらでよろしければ答申という形になるわけでございます。総務省は、この答申を踏まえて、特に短期的な取組については速やかに必要な検討なり取組を進めていくということになります。また、中長期的なところについても、この「おわりに」の中で追記した3行がございますとおり、検討体制を含め今後とも継続的に検討していくということになっているわけでございます。

一方、当審議会の場でも本答申において継続的な検討とされたものにつきましては、当部会で検討を行いたいということ、あるいはそういうことを考えているということを示し上げてきたところでございます。今回、後ほどご説明しますパブリックコメントの中でも、当審議会での検討をお願いしたいという意見も出ているところでございますので、審議会での検討に関して、内容を変えているわけではありませんが、明示しておいたほうがよいのではないかとということで追記させていただきました。要は、今回答申で示しました取組状況を含めて、状況の変化等に応じて適切に確保方策に関して必要な調査、審議の再開ということに記載したというものでございます。答申（案）に関する追記、修正の点につきましてはの説明は以上でございます。

引き続き、資料の19-2でございます。先ほど部会長からも既にご案内いただきましたが、「郵政事業のユニバーサルサービス確保と郵便・信書便市場の活性化方策の在り方」答申（案）に対して、パブリックコメントを行いました。その意見概要と、意見に対する考え方の案ということでまとめさせていただいた資料でございます。

表紙をめくっていただきますと、1ページの左上に意見提出期間、それから意見提出者を四角で囲んでございます。意見提出者につきましては60者。「個人等」と書いてございますが、これは個人か団体か不明の方がいたものですから「等」として40者、それから団体20者、計60者の方からご意見をいただいたところでございます。

この資料のまとめ方について、最初にご説明しますと、答申（案）の項目ごとに意見を整理してございますので、同じ意見提出者の名前が複数出てくるところがございます。それから、該当する項目がうまく当てはまらないと思われるものについては、その他ということで最後にくくらせていただきました。また、言い回し、一言一句同じではないのですが、ほぼ同様の内容と思われるものは同じ番号の意見としてまとめております。それからもう一つ、個々の意見につきましては、一言一句すべてを記載しているわけではございません。この答申（案）に対する意見のポイントと思われるようなところを記載させていただいてございますので、意見概要という形で左の欄に書かせていただきまして、右側の欄で意見に対する考え方を書くという形でまとめさせていただいてございます。

それでは、具体的にいただいた意見につきまして、主なものを順次ご紹介させていただければと思います。

まずは、3ページの意見番号2番でございます。提出された意見の概要でございます

が、ヤマト運輸労働組合から、ユニバーサルサービスのコストの算定手法についてご意見をいただいております。意見の中段ぐらいからですが、このNAC法では云々が出ていまして、日本郵便が経営努力を怠っても、ユニバーサルサービスコストとして扱われてしまうということで、NAC法は除外すべきであるという意見でございます。

右側に意見に対する考え方を記載しております。2行目の後ろのほうから、郵政事業のユニバーサルサービスの確保方策の在り方を検討するに当たり、赤字地域や赤字サービス、赤字額等を把握することが必須であることから、NAC法を採用したものである。また、各算定方式のメリット、デメリットを踏まえて採用したということが、考え方でございます。また、中長期的な検討方策として、ユニバーサルサービスコストの算定方法を検証していくことになっておりますが、検証の中で、日本郵政、日本郵便の経営効率化やコスト削減努力等の経営努力を前提としたコストを明らかにすること等の観点を踏まえることが必要ということも答申（案）の中には記載されている旨まとめております。

続きまして、5ページの6番の意見でございます。短期的に検討すべき確保方策というところの1つ目の意見でございますが、こちらは少子高齢化の進行に合わせて高齢者サービスを一層強化し、収益向上につなげていただきたいという趣旨のご意見をいただいております。これにつきましては、右側でございますとおり、「なお」以下のところで、自治体や他業種との連携等による新規サービスの拡充等を明示しているということを記載しております。

また、6ページの7番のご意見でございます。こちらにも一人暮らし世帯（高齢者）への新規サービスの展開を希望する。あるいは、最後の段落「また」以下で、地方創生に対して、ネットワークが果たす役割は非常に大きい、ワンストップ行政サービスの実現を希望するというご意見をいただいております。考え方といたしましては、先ほどと同様、自治体や他業種との連携等による新規サービスの拡充、また、答申（案）の中にも記載してございますが、少子高齢化、人口減少等が進展していく中で、今後とも将来にわたってますます国民生活・地域社会の貴重なインフラとして維持することが期待されており、そのような観点からもユニバーサルサービス確保方策を検討し取りまとめた、そのように記載しております。

7ページの9番に、日本郵便からご意見をいただいております。当社が経営努力をしていくのは当然のこととして、答申（案）に基づき政府において具体的な政策の立

案・実施を進めていくことを期待するというご意見をいただいております。

8ページの10番以降は、会社に経営効率化ばかり追い求めることはどうなのか、国としてしっかり取り組むべき、あるいは検討すべきというご意見がずっと続いてございます。

例えば9ページの12番でございます。1行目、国が単純にコスト削減のみを日本郵政グループに求めてはいけません。中段ぐらいに、国として取り組む方策を考えるべきというご意見をいただいております。右側に考え方を書いております。答申（案）においては、日本郵便においては現在もさまざまな努力を行ってございますが、短期的には、今後とも効率化や収益拡大に向けた継続的な取組についてさまざまな努力が必要としたもので、国は取り組むべき方策として、税制面での特例措置の検討が必要であるとしております。また、中長期的にも確保方策として継続的に検討することが適当と記載しているところでございます。しばらくこのようなご意見が続きます。

次に、15ページから16ページにかけての意見23番でございます。こちらは全国郵便局長会からのご意見でございますが、最初に税制の特例措置について早急に講じていただきたい。また、預入限度額、新規業務にかかる上乗せ規制の撤廃。最後にユニバーサルサービスコストを経営努力によって吸収するにはおのずと限界がある、そのようなご意見をいただいております。

また、16ページの24番に日本郵政グループ労働組合からもご意見をいただいております。同じように税制の特例措置、それから上乗せ規制の撤廃のご意見をいただいております。

23番の意見に対する考え方でございますが、こちらは先ほどご説明しました答申（案）においては、短期的には日本郵便において今後とも効率化や収益拡大に向けた継続的な取組について努力が必要、中長期的にはサービスレベルの在り方と料金の設定等について継続的に検討することが適当としております。ただし、最後のなお書きで、金融二社の新規業務や限度額等に係る制限の緩和については、当部会における郵政事業のユニバーサルサービスの確保方策の検討と必ずしも直接関係するわけではないと考えているということで、これについては消費税の特例措置を記載する際にいろいろご意見いただいていたところでございますが、こういったご趣旨をまとめて記載させていただいております。24番以降そういった税制措置に対してしっかり取り組んでほしいというご意見が続いてございます。

次に、22ページの意見33番でございます。22ページの33番以降が、短期的な取組方策としてお示しした税制の措置に対して、どちらかというところと反対のご意見をいただいております。

33番ですが、本年の7月31日付で日本郵便が発表した業務区分別収支が、トータルとしては黒字であり、そのような状況の下で優遇措置が必要なのか、23ページに続いていきますと、特定の事業・サービス全体が赤字の場合に限り適用すべきだなど、新たな優遇措置を追加する必要があるのかはなはだ疑問であるというご意見です。

24ページの34番では、税制措置に関連して、ユニバーサルサービス維持にかかる費用についてはより限定的なものにすべきという意見です。

35番では、現行の固定資産税の特例措置は廃止すべき。また、特例措置延長は郵政民営化法の第8条に大きく反している。25ページの36番でも同種の意見が出ているところです。

35番の意見に対する考え方を24ページ、25ページにかけて記載しております。意見に対する考え方の1段落目の中段、当該特例措置の検討は、郵政民営化法等により、日本郵便等に対して提供責務が課せられているユニバーサルサービスの安定的な確保のために必要であると考えている。なお、郵政民営化法第8条については、同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するために必要な制限を加える旨規定されている。さらに、25ページの最後の段落で、郵政民営化法第7条の3には、日本郵便等に対して課せられているユニバーサルサービスの提供の責務の履行の確保が図れるよう、政府において必要な措置を講ずるという規定もあることを記載しております。

次に、26ページの37番、27ページの38番では、金融ユニバーサルサービスの消費税の特例措置について、反対のご意見をいただいております。これにつきましては、例えば26ページの37番のところでございますが、右側をご覧くださいますと、この場でもご説明させていただきまして、答申（案）の中にも記載がございますが、金融ユニバーサルサービスの提供責務を果たすためには、関連銀行・関連保険会社から窓口業務委託を受けることが必要であるという制度になっているところでございます。

しかしながら、窓口業務委託手数料には消費税が発生し、それが関連銀行等の負担になる。そういう意味では、金融のユニバーサルサービスの提供に支障が生ずるという懸念もあるところでございますので、安定的に金融のユニバーサルサービスを確保するという観点からは、消費税の特例措置について関連銀行等を対象としていることを記載し

ているところでございます。

次に、28ページの40番でございます。短期的な方策のその他のところでございますが、大型郵便受箱の規格の見直しの検討にあたっては、同業他社からの意見も取り入れるべきというご意見でございます。考え方につきましては、総務省において関係団体等から意見を聴取しながら検討されるものと記載いたしました。

29ページの42番から中長期的に検討すべき確保方策につきましてのご意見ということでまとめております。42番につきましては、日本郵便から、ユニバーサルサービスコストの算定については、誤解を招かないよう改善・進化させていただくことを要望しますというご意見をいただいております。

また、43番では郵便のサービスレベルの在り方と料金の設定について、同じく日本郵便から、今後政府において制度の運用、政策の立案・実施を進めていただくことを要望するというご意見。

また、44番では日本郵政グループ労働組合から、コストに見合った郵便料金の改定が必要だというご意見もいただいております。

これらの意見に対する考え方は、答申（案）において、中長期的な確保方策について、料金についてはサービスレベルやコストと表裏一体のものであり、サービスレベルの在り方の検討も考慮しつつ、継続的に検討することが適当であるとしておりますと、そのように記載しております。

32ページの49番からは、政策的な低廉料金サービスに対するコスト負担の在り方へのご意見でございます。

49番で、日本郵便から、政策的な低廉料金サービスや郵便局ネットワークの維持に係るコスト負担の在り方については、諸外国の例も参考に引き続き幅広い選択肢をご検討いただくことを要望するというお話をいただいておりますので、これは2つ合わさっているわけなのですが、同様にこの答申（案）においてまとめていただいている部分を考え方として記載してございます。第三種、第四種の政策的な低廉料金サービスについては、政策目的や利用者ニーズを考慮しつつ、コスト負担の在り方について継続的に検討する。また、郵便局ネットワークの維持に係るコスト負担の在り方についても継続的に検討するとなっていることを記載してございます。

37ページの57番以降は、その他の意見でございますが、こちらへの考え方は「一」ということになってございます。57番以降の意見につきましては、答申（案）

に対する意見ではないと考えられるものですから、部会としての意見に対する考え方を
出すというのもどうかということで「一」にさせていただいたところでございます。

資料19-2、パブリックコメントの意見概要とその考え方の説明は以上でございます。
どうぞよろしく願いいたします。

○村本部長 ありがとうございます。答申（案）の最後の3行を少し追加するという
ことと、資料19-2のパブリックコメントのご紹介とそれに対する考え方をご説明
いただきました。何かご質問等ございましたら、ご自由にご発言いただければと思いま
す。

私から1点だけ、個人等40者とありますが、この個人の属性は、大まかにどのよう
な感じでしょうか。

○北林郵便課長 個人ですから、端的に言うと、個人名で具体的にどこに所属されてい
る方であるということが明確に記載されているわけではないので、属性について、一概
には言えないというところでございます。

○村本部長 わかりました。少なくともこういうことに意識のある人ということでは
かね。

○北林郵便課長 そうです。

○村本部長 はい。井手委員、どうぞ何かございましたら。よろしいですか。

○井手部長代理 はい。

○村本部長 関口臨時委員、何かございますか。

○関口臨時委員 特にございません。

○村本部長 山田臨時委員、何かございますか。どうぞ。

○山田臨時委員 1つだけ、今後への提言というか、意見を計算技術者として申し上げ
ますと、3ページあたりにNAC法についていろいろと意見が出されていますし、15
ページにも配達順路や郵便局配置の最適化があります。計算の技術のことで申しますと、
どういう数値データが入力可能なのかということ、及びその数値データが将来的にも予
測可能で、しかも信頼性の高い数値として入力できるかどうかということがとても大事
であり、それによって計算手法はすごく影響を受けるものなのです。おそらく今回のN
AC法もそういう事情もあって選ばれていると想像しています。もちろん、目標や目的
に合わない計算をすることはだめなことなのですが、これからも中長期的な課題
としてこの算定手法の検証を行うのであれば、どういう数値が入力可能であり、それに

よってこんな計算ができるという説明も明示して、よってこういうデータなのでこういう計算方法なのですよと言うと、言い訳と言ったらおかしいですけど、なぜこの方法なのかという説明力が上がると思います。

15ページの意見の配達順路や郵便局配置の最適化というところで、みまもりサービスのことも踏まえて現状がわかってないのではないかというようなことが書いてあるんですけども、これも計算的に言えば、みまもりサービスの話を数値的に、しかも将来予測可能な形で入力できれば、多分両方込みで計算することができるのです。つまり、みまもりサービスを考慮した上での配達順路の最適化や郵便局配置の最適化が、計算技術的には可能なのです。しかし、データとして、信頼性の高い数値を入れられるかどうかなどの問題があります。その辺は、提出者の方も恐らくそこまで理解されていないと思いますし、意見への考え方としてもそこまで理解していないように思えます。そうするとかみ合わないので、計算というのはこういうものなのです、こういう事情がありますということも、少し考慮できると、計算技術者としてはうれしいかなと思います。

○村本部長 ありがとうございます。

我々の答申（案）でも「おわりに」のところ、今回はこういうことだけでもというコメントをつけてありまして、それをできるだけ継続的にチェックしていきましょうというトーンで書いております。ですから、これが唯一無二のものではないというように読めばいいのではないかと考えております。引き続き山田臨時委員にご協力いただいて大いに改善していきたいと考えております。

ほかに何かございますか。どうぞ。

○井手部長代理 22ページから23ページにヤマト運輸からご意見が出されております。その23ページの上から5行目のところで、社会的インフラとも言うべき郵便ポストや郵便局ネットワークを民間事業者へ開放することで利用率を向上させ、例えば電話事業のように接続料収入を得ることで国民負担を増大させることなくユニバーサルサービスの安定維持を図ることは十分に可能であると書かれています。ここだけ読むと、郵便ネットワークを開放すればヤマト運輸がそれに乗っかるというご意見とも受け取られるので、本当に開放すればそれを利用するのかどうかも含めて、郵便ネットワークを開放するということが今後の検討課題として、ひとつご指摘として受けとめていいのではないかと思います。

もう一つは、23ページの一番下の最後の3行です。ユニバーサルサービスの確保策

は日本郵便に限定されることなく、ユニバーサルサービスを提供する各事業者に公平公正に適用されるべきである。これもよく意味がわからないのですが、ユニバーサルサービスを提供している事業者は、今のところ日本郵便しかないわけです。ヤマト運輸がユニバーサルサービスを提供する一般信書便に参入する意思があつて、そのときにはユニバーサルサービスの確保方策を同様に適用してほしいという意見と受け取ることもできます。このところでヤマト運輸はいろいろ書かれておりますけれども、今後こういう意見がまた出てくる可能性があるのも、ここは我々として、あるいは総務省として、きちんと受けとめて回答しておくべきだと思います。

○村本部長 何かご意見ございますか。

○北林郵便課長 井手委員からお話がありましたとおり、具体的にどういう形があるのかということはあるんですが、先ほどの最後のところなどは、ユニバーサルサービスという定義にも関わってくるかと思ひます。おっしゃるとおり、今は日本郵便という会社にユニバーサルサービスの提供責務が課せられているという現状で、さらに言うと、一般信書便と必ずしもそのユニバーサルサービスの提供責務自体がイコールな規制の枠組みになっているわけではないということも前提としてあります。そういったことも含めて、今後どういう形があるのかということは、継続的に検討していくという必要があるのだからなどは考えております。

○松岡郵政行政総合研究官 補足を少し。今井手委員からご指摘のあつた2つのうち一点目のほうは、まさに日本郵便だけがユニバーサルサービスを提供するという前提を前提としていると思うのですが、そちらのほうに関して郵便ポストの開放と、これは技術……、前例はありませんし、技術的にも恐らく非常に難しいだろうということはあると思ひますので、それ自体は少し検討するのは難しいのかなと思ひます。ただ、一般論的に郵便ネットワークの活用という話については、これまでもときどき俎上に上つてまいりましたので、その話自体はそのようなことで受け止めるべきなのだろうと思ひます。

それともう1点の、仮にユニバーサルサービスというものの定義という話もございませうが、一般信書便事業者が参入し、ユニバーサルサービス提供責務を負つた日本郵便と一般信書便事業者とが競争する環境に仮になつたとすれば、それはやはりそういう前提でユニバーサルサービス義務そのものを負っている郵便に対して与えられるべき恩恵的なものと、それとほぼ互角の土俵で競争する一般信書便事業者に対する一定の措置というのが、まさに競争の実情等に依つて、その場合はまた考えられるべきなのだろうと思ひます。

います。仮定としては、一般信書便事業者が参入し、さらにそれがどのような形でサービスを提供していくのかということの前提になってくると思いますので、そういったところは状況を見ながら、中長期の検討の中に入れていければと思います。

○村本部会長　　そういう課題があるということで受け止めるしかないかなと思います。これは引き続き何らかの形で検討していく局面もあるのではないかなと思いますので、ご意見はご意見として承っておこうということですね。

ほかにいかがでしょうか。

最後の37ページからの57番、58番、59番のご意見について、これはこのままでよろしいでしょうか。特に考え方は付さないということになりますが。この答申(案)に対してというよりは、かなり一般的な考え方をお述べいただいたということで、やむを得ないかなと思います。

今ご説明いただいた資料19-1、19-2について、特段のご意見がなければ、これを部会の意見としてまとめるということにしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございましょうか。

(異議なしの声)

ありがとうございました。それでは、資料19-3のように答申書という形で総務大臣あてに答申するというので、今回の諮問に対しては答申が完了したということ扱いしたいと思います。本日ご発言いただいたことは総務省で受け止めていただいて、今後の検討に役立てていただきたいと思いますけれども、その後の措置についてはよろしく対応していただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは、ただいまの答申に対して、総務省から今後の対応について何かございましたらお願いいたします。

○武田郵政行政部長　　郵政行政部長の武田でございます。本日は答申をおまとめいただきまして、まことにありがとうございました。本答申取りまとめに当たりましては、村本部会長はじめ各委員、各臨時委員の先生方には2年間、都合17回にわたるご審議、終始熱心なご審議をいただきまして本当にありがとうございました。

私ども行政としての取組でございますけれども、既に答申に書いておりますが、昨年の12月にいただいた第2次中間答申を受けまして、先般の国会におきましては郵便法・信書便法改正という形で認めていただき、今、年内施行に向けまして準備を進めているところでございます。ご案内のとおり特定信書便の業務範囲の拡大、それから、日

本郵便に対しましても郵便の料金に係る手続の簡素化ということをごさいますて、年内に確実に実施できるように準備を進めてまいります。

また、本日いただきました答申、「おわりに」のところまさにエッセンスが書かれているところをごさいますけれども、将来にわたる日本の郵政事業のユニバーサルサービス、諸外国と比べましても非常にレベルの高い立派なサービスではないかと思っております。最近海外状況を見ましても、郵便料金の値上げが頻繁にほかの国で行われているようでありましますし、ますますサービス水準が後退しているというのがほかの国の状況でございます。最近日本に来られる外国の関係者の方々、必ずと言っていいほど日本の優れた郵便の現場を視察されまして、さらに日本の郵便を学びたいということで、まさに日本の郵便の海外展開ということで、そういう形でも実は日本郵便、大変ご尽力いただいているところをごさいます。

私どもとしましては、今日この答申にいただきました当面の取組、これを早速28年度税制改正におきまして、税務当局の理解を得られるように最大限努力してまいりたいと思ひます。

また、中長期のほうでございませうが、多分に技術的な計算などいろいろございませうけれども、いろいろとこれを政策ツールにつなげるには、もう少し精査していく必要があるのかなと思ひております。行政としてもいろいろとその辺は情報収集しながら、また、先生方のご知見をお借りしたいと思ひておりますので、その準備を進めて、またご相談をさせていただけたらと思ひております。

重ね重ね、本答申、2年間、長期にわたるご審議、本当にありがとうございました。重ねて御礼を申し上げます。また引き続きどうぞよろしくお願ひいたします。

閉 会

○村本部長 ありがとうございます。

答申の最後に付加されていますように、まだ今後さまざまご意見を伺わなければいけない局面もあろうかと思ひますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

それから、先ほども冒頭カメラが撮影しておりましたけれども、テレビ朝日さんが熱心に取材されているようで、先週の木曜日の夕方にも3分くらいの放送がありましたが、ニュースサイトでぜひご覧いただければと思ひます。

それから、一部の新聞で、郵政事業のユニバーサルサービスコストが2,361億円と報道されております。この部会で話題になりましたように、単純に郵便業務と窓口業務の数字を足し合わせた数字ではいけないということがございました。そこだけ少し注意を払っていただければと思っております。

それでは、我々の受けました諮問については答申ができたということで、とりあえず一段落したと思います。どうも長い間、ご協力ありがとうございました。